「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」新旧対照表

現在の文書

第1条(定義)

この規約本文における用語を下記のとおり定義する。

- (1)「歴史的 PI アドレス」とは、CIDR (Classless Inter-Domain Routing) 導入以前に、プロバイダなどのローカルインターネットレジストリを介さずに、国際的な IP アドレス割り当て機関から直接割り当てを受けた IP アドレスのことをいう。これには下記の IP アドレスが含まれる。
 - 1.InterNICから直接割り当てられた IP アドレス
 - 2.ネットワークアドレス調整委員会を経由して、 InterNIC から割り当てられた IP アドレス
 - 3.IPアドレス管理指定事業者制度(業務委任会員制度)が設けられる以前に、当センターもしくは当センターの前身の JNIC から割り当てられた IP アドレス
 - 4.その他当センターが個別に歴史的 PI アドレスと 認めた IP アドレス

改定後の文書

第1条(定義)

この規約本文における用語を下記のとおり定義する。

- (1)「歴史的 PI アドレス」とは、CIDR (Classless Inter-Domain Routing) 導入以前に、プロバイダなどのローカルインターネットレジストリを介さずに、国際的な IP アドレス割り当て機関から直接割り当てを受けた IP アドレスのことをいう。これには下記の IP アドレスが含まれる。 ただし、2011 年 8 月 1 日以降当センターが移転を承諾した歴史的 PI アドレスは、移転以後、歴史的 PI アドレスから除外される。
 - 1. Inter NIC から直接割り当てられた IP アドレス
 - 2.ネットワークアドレス調整委員会を経由して、 InterNIC から割り当てられた IP アドレス
 - 3.IP アドレス管理指定事業者制度(業務委任会員制度)が設けられる以前に、当センターもしくは当センターの前身の JNIC から割り当てられたIP アドレス
 - 4.その他当センターが個別に歴史的 PI アドレスと 認めた IP アドレス

第 13 条 (歴史的 P I アドレスの返却後の効果)

期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 <u>14</u>条、第 <u>16</u>条および第 <u>17</u>条の規定はその後もなお有効に存続するものとする。

第13条(歴史的 PI アドレスの返却後の効果)

期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず 当該アドレスが当センターに返却された場合であって も、第11条、第12条、第<u>15</u>条、第<u>17</u>条および第<u>18</u> 条の規定はその後もなお有効に存続するものとす る。

(該当なし)

第 14 条 (IP アドレス維持料)

被割り当て者は、当センターに対し、別紙「維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、割り当てを受けている歴史的 PI アドレスのアドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。

2 前項にかかわらず、被割り当て者が歴史的PIアドレス以外のプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合、またはIPアドレス管理指定事業者としてIPアドレスの割り振りを受けている場合は、割

付則 (該当なし)	 り当てを受けた歴史的 PI アドレス、PI アドレス、および IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス 数の合計に応じて IP アドレス維持料を算定するものとする。 付則 1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年8月31日に改正され、2011 年10月3日より実施する。
(該当なし)	2. IP アドレス維持料の額は、経過措置として、算出した IP アドレス維持料から、2012 年度は 50%を減じた額、2013 年度は 25%を減じた額をそれでれ支払うものとする。
(該当なし)	3. IP アドレス維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料額が 100,000円に満たない場合は、請求をしないこととする。
(該当なし)	4. 第14条第2項の定めにかかわらず、2013 年度 までは IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス、割り当てを受けた PI アドレスを合計せ ず、別々に IP アドレス維持料を算出して支払うこ とができるものとする。この場合の前号の減額 は、IP アドレス維持料の合算額から行うものとす る。
(該当なし)	5. 第1条第1号ただし書きの定めにかかわらず、 被割り当て者が当センターとIPアドレス管理指定 事業者契約またはプロバイダ非依存アドレス 割り当てサービス契約の締結を経ずに、第4 条に定める確認書の変更をもって歴史的 PIア ドレスの移転を受け、当該アドレスを使用する場 合には、当該アドレスは歴史的 PI アドレスに含ま れることとする。
別紙 (該当なし)	別紙 <u>維持料の額および支払い方法</u> <u>1. IP アドレス維持料</u>

<u>IP アドレス維持料は、毎年4月1日0:00 の割り当て</u> <u>アドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって</u> 算出する。

(6500**0**.3^{log[IP4アドレスの総勢}消費税および地**批問**(*単位:円)*

注1)記載金額は消費税および地方消費税相当額を 含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。 注2)IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返 還しない。

2.IPアドレス維持料の支払い方法

当センターは前記別紙1にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. 遅延利息

被割り当て者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払いIP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。